

情報化推進部会設置に関する要領

(設置)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局情報化推進会議設置要綱(以下「要綱」という。)
第4条の規定に基づき、情報化推進部会(以下「推進部会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。
2 部会長及び副部会長は、別表に掲げる職員をもって充て、委員は豊中市上下水道局情報化推進会議(以下「推進会議」という。)が指名する。
3 部会長は第3条の事務を掌理し、部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。
4 部会長は、必要に応じて推進部会を招集する。
5 部会長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 推進部会は、要綱第2条の規定にある目的を達成するため、関係資料の収集及び原案の作成を行い、推進会議へ報告あるいは提案する。

(事務局)

第4条 推進部会の事務局は、経営企画課が行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営等に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月21日から施行する。

【別表】

推進部会の構成	左の構成に充てる職員	備 考
部会長	経営企画課主幹	
副部会長	総務課長	